差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は すぎ法務行政書士事務所 <sugi-will@jcom.home.ne.jp> の代理
送信日時: 2020年5月8日金曜日 20:34
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: RE: 埼玉県行政書士会東入間支部（新型コロナウイルスに関わる行政支援の取り組みについて）（相談マニュアルの送付について）
添付ファイル: 相談マニュアル（１）.pdf

各位

支部総務の杉本です。
新型コロナウィルスに対する行政からの支援要請について、相談マニュアルを送信させて頂きます。
配信方法については色々考えてみましたがシンプルに分割して送信することにしました。
この点、支部MLの容量が8.00MB以内となっているため、6分割してお送りします。

以上よろしくお願いいたします。

〒356-0052
埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303
すぎ法務行政書士事務所
行政書士　杉本 佳久
--
このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。
このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには
higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。
このディスカッションをウェブ上で閲覧するには
https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/004a01d6252c%24887cb030%2499761090%24%40jcom.home.ne.jp にアクセスしてください。

相談マニュアル

新型コロナウイルス感染症相談対策本部

埼玉県行政書士会

相談マニュアル・目次

1. 相談フローチャート ・・・ 1

2. 特別定額給付金 ・・・ 2～19

3. 住居確保給付金 ・・・ 20～22

4. 埼玉県休業支援金 ・・・ 23

5. 学校等休業助成金 ・・・ 24～28

6. 持続化給付金 ・・・ 29～32

7. 緊急小口資金特別貸付 ・・・ 33～34

8. 参考資料（業種別支援制度の案内・飲食店経営者用） ・・・ 35～36

相談フローチャート

相談者　→　対策本部　→　相談　　終了

相談者　→　対策本部　→　相談　→　個別相談希望者

→市町村担当相談員

相談受付内容（許認可関係以外）

①特別定額給付金

②住居確保給付金

③埼玉県休業支援金

④学校等休業助成金

⑤持続化給付金

⑥緊急小口資金特別貸付　　社会福祉協議会窓口を紹介

⑦融資関係　　公庫等を紹介

⑧雇用調整助成金　　ハローワーク・社労士会等を紹介

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications
アクセシビリティ閲覧支援ツール
カスタム検索

特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)

特別定額給付金（仮称）の概要 / 配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い / よくある質問・コールセンター / 詐欺被害の防止

特別定額給付金（仮称）の概要

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになり、総務省に特別定額給付金実施本部を設置いたしました。

施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円
- 給付事業費 12兆7,344億14百万円
- 事務費 1,458億79百万円

事業の実施主体と経費負担

- 実施主体は市区町村
- 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

給付対象者及び受給権者

・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

給付額

給付対象者1人につき10万円

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。
（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

(1)郵送申請方式
・市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2)オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）
・マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

受付及び給付開始日

・市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すものとする）
・「(1)郵送申請方式」「(2)オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
・申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

（参考資料）
特別定額給付金（仮称）事業の実施について
特別定額給付金（仮称）事業に係る留意事項について

配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い

基本的な取扱い

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）は、当該配偶者とは異なる市区町村に居住した場合、特段の事情がなければ、当該市区町村に住民票を移すこととなる。基準日（令和2年4月27 日。以下同じ。）までに住民票を移した場合、配偶者からの暴力を理由に避難している者についても、原則どおり、特別定額給付金（以下「給付金」という。）の支給は、基準日時点での配偶者からの暴力を理由に避難している者の住民票の所在する市区町村が行うこととなる。

支給市区町村の変更を行うべき事例等

1. 支給市区町村の変更を行うべき事例

基準日時点で、住民票が所在する市町村とは異なる市区町村が給付金の支給を行うことを検討すべき事例として、次のものが挙げられる。

(1) 基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの
(2) 基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例
これらの場合には、配偶者からの暴力を理由に避難している者が、後述する「一定の要件」を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「申出者」という。）の給付金については、基準日時点で申出者の住民票が所在する市区町村（以下「住民票所在市区町村」という。）からではなく、申出日時点で申出者が居住する市区町村（以下「居住市区町村」という。）から支給する。

※ 配偶者等から申出者分の給付金につき同一世帯に属する者としての申請があった場合でも、配偶者等に対する支給を行わないこととする。
※ 申出者の居住地が住民票所在市区町村内にある場合は、支給市区町村の変更は行わないが、配偶者等から申出者分の給付金につき申請があった場合の取扱いは同様である。

2. 申出者の満たすべき「一定の要件」

1.のとおり、申出者に対する給付金の支給市区町村を住民票所在市区町村から居住市区町村に変更するための要件は、次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

(1) 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13 年法律第31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10 条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
(2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されていること（確認書を発行する際は

別紙様式1を参考とすること)。

(3) 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42 年自治振第150 号自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

※その他詳細については以下の資料をご確認ください。

【事務連絡】配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について

(別紙様式1)特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書

(別紙様式2)特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

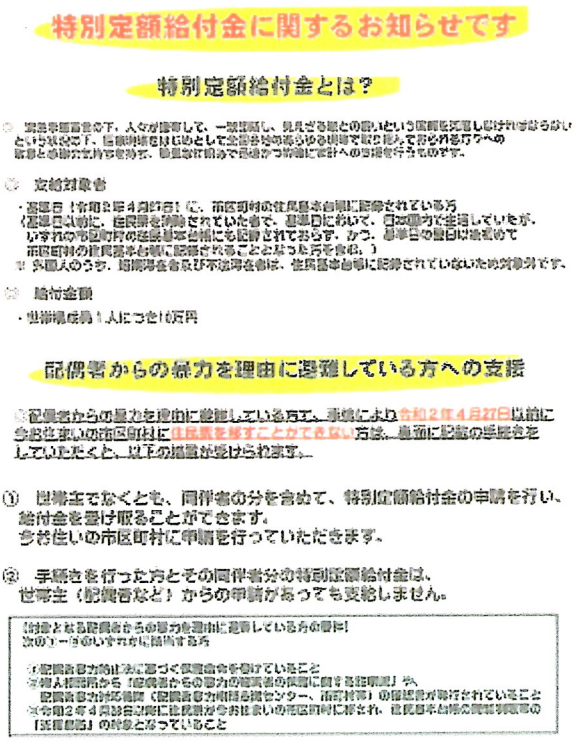

特別定額給付金に関するお知らせです

特別定額給付金とは？

◎ 緊急事態宣言の下、人々が自粛して、一歩踏出し、見知らぬ人との触れあいという常態を抑制しなければならないという状況の下、医療機関をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを込め、給付金の形で迅速かつ簡潔に感謝の気持ちを行うものです。

◎ 支給対象者

・基準日（令和2年4月27日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方
（基準日以前に、住民票を除票されていた者で、基準日において、市区町村で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含む。）
※ 外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。

◎ 給付金額

・世帯構成員1人につき10万円

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、直接に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
今お住いの市区町村に申請を行っていただきます。

② 手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

【対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】
次の①～③のいずれかに該当する方

①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力相談機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の相談員が発行されていること
③令和2年4月27日以前に住民票がお住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続き

◎ 申出期間中（令和２年４月２４日から４月３０日まで）に、
今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。
※「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
※「申出書」は、お住まいの市区町村窓口の他、婦人相談所や
総務省ホームページなどで入手できます。
※令和２年４月３０日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。

◎ 「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが
確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や
市町村が発行するＤＶ被害申出確認書
- 保護命令決定書の謄本又は正本

※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

※ 令和２年４月27日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、
住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を
申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に
記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。

◎ 特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。

◎ 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

総務省特別定額給付金室　作成

特別定額給付金に関するお知らせです（PDF版）

よくある質問・コールセンター

問1　給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされました。
- 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することとしています。

問2　住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか。

- 収入による条件はありません。
- 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。
- なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとする方針です。

問3　給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

・申請者の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとします。
・申請方法は、市区町村から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書類を返送する方式（郵送申請方式）又はマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式（オンライン申請方式）が基本です。

問4　給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

・受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

問5　申請書以外に準備すべき書類はありますか。

それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

【郵送方式】

（1）本人確認書類

・マイナンバーカード、運転免許証等の写し

（2）振込先口座確認書類

・金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し（水道料引落等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要）

【オンライン申請方式】

・振込先口座確認書類
※マイナンバーカードを持っている人について受け付け、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります。

問6　いつから申請を行うことができますか。

・可能な限り速やかに申請を受け付けられるよう、準備を進めます。
・具体的な申請の受付開始時期はそれぞれの市区町村において設定されることになりますが、政府（総務省）としてもホームページ等において情報提供いたします。

問7　申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

・各市区町村における郵送申請方式の受付開始日から3か月以内が受付期限となります。

問8　給付金はどのように受け取るのですか。

・原則として、本人名義の銀行口座への振込みとなります。

問9　手続き等にわからないことがあり、市町村に相談したいのですが、新型コロナウイルス感染症が心配です。どうしたらよいでしょうか。

・政府（総務省）のホームページ等において説明資料を掲載しますので、ご覧ください。また、相談受付については、コールセンターを設置しています。

【コールセンターの概要】
○連絡先 03-5638-5855
○応対時間 9:00～18:30（土、日、祝日を除く）
※ 現在、大変多くのお問い合わせをいただいており、お電話がつながりにくい時間帯がございます。お電話がつながらない場合は、時間をおいてお掛け直しください。
※ なお、特別定額給付金（仮称）に関するお問い合わせは、上記コールセンター以外では、お受けいたしておりません。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・なお、市区町村の窓口の分散、消毒薬の設置など、感染症拡大防止策を徹底する予定です。

問10　30万円を給付する給付金（生活支援臨時給付金）に加えて、10万円が給付されるのか。

・「「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について（令和2年4月20日閣議決定）」により、生活に困っている世帯に対して30万円を給付する生活支援臨時給付金に替わり、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業を実施することになりました。

（全体注）

・上記は現時点における検討状況をお示ししたものであり、今後の検討によって変更もありえます。内容が固まり次第、追加してまいります。
・本給付金の実施に当たっては、令和2年度補正予算案の成立が前提となります。

PDF版はこちら

詐欺被害の防止

それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

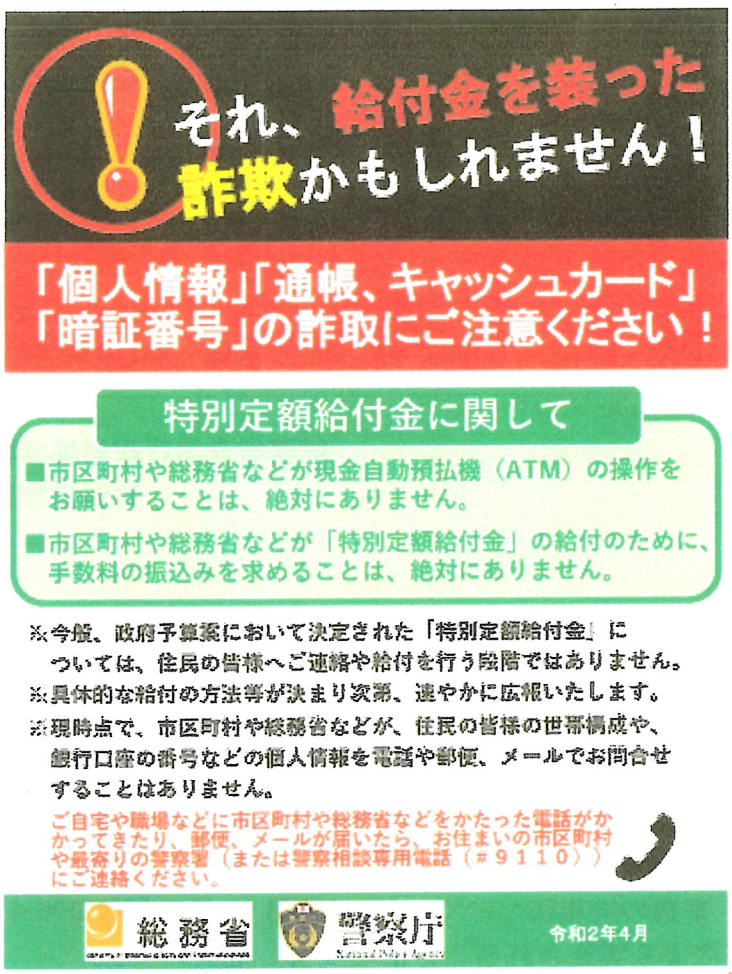

それ、給付金を装った詐欺かもしれません！（PDF版）

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

- 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

※ 今般、政府予算案において決定された「特別定額給付金」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。
※ 具体的な給付の方法等が決まり次第、速やかに広報いたします。
※ 現時点で、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（＃9110））にご連絡ください。

法人番号2000012020001　〒100-8926　東京都千代田区霞が関2－1－2　中央合同庁舎第2号館　電話03-5253-5111（代表）【所在地図】
© 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

事　務　連　絡
令和２年４月22日

各 (都道府県 / 指定都市 / 中 核 市) 特別定額給付金担当課（室）　　御中

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金
関係事務処理について

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月 20 日閣議決定）が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金（仮称）事業の実施について」（総行政第 67 号（令和２年４月 20 日付け総務大臣通知））（別添１）により実施されることになりました。

特別定額給付金（仮称）事業において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）における事務処理について、別添のとおり運用指針を定めましたので御連絡いたします。

本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ、内閣府男女共同参画局から各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理

第一　配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い

1　基本的な取扱い

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）は、当該配偶者とは異なる市町村（特別区を含む。以下同じ。）に居住した場合、特段の事情がなければ、当該市町村に住民票を移すこととなる。基準日（令和２年４月27日。以下同じ。）までに住民票を移した場合、配偶者からの暴力を理由に避難している者についても、原則どおり、特別定額給付金（以下「給付金」という。）の支給は、基準日時点での配偶者からの暴力を理由に避難している者の住民票の所在する市町村が行うこととなる。

なお、配偶者からの暴力を理由に避難している者は、住民票を移す際、市町村に対して被害の状況を申し出ること等により、配偶者等（配偶者及び配偶者と同一世帯に属する者をいう。以下同じ。）に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設ける支援措置を受けることが可能である。

2　支給市町村の変更を行うべき事例等

（1）支給市町村の変更を行うべき事例

基準日時点で、住民票が所在する市町村とは異なる市町村が給付金の支給を行うことを検討すべき事例として、次のものが挙げられる。

①　基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの

②　基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例

これらの場合には、配偶者からの暴力を理由に避難している者が、後述する「一定の要件」を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「申出者」という。）の給付金については、基準日時点で申出者の住民票が所在する市町村（以下「住民票所在市町村」という。）からではなく、申出日時点で申出者が居住する市町村（以下「居住市町村」という。）から支給する。

また、この場合においては、配偶者等から申出者分の給付金につき同一世帯に属する者としての申請があった場合でも、配偶者等に対する支給を行わないこととする。

なお、申出者の居住地が住民票所在市町村内にある場合は、支給市町村の変更は行わないが、配偶者等から申出者分の給付金につき申請があった場合の取扱いは同様である。

（2）申出者の満たすべき「一定の要件」

（1）のとおり、申出者に対する給付金の支給市町村を住民票所在市町村から居住市

町村に変更するための要件は、次の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に基づく保護命令（同条第１項第１号に基づく接近禁止命令又は同項第２号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されていること（確認書を発行する際は別紙様式１を参考とすること）。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

3 事務処理の流れ

（1）概要

①事前申出期間等の設定

以下のとおり、全国の市町村において一律に事前申出期間及び市町村間の連絡調整期間を設ける。

ア. 事前申出期間　令和２年４月24日（金）～４月30日（木）

イ. 市町村間の連絡調整期間　令和２年５月１日（金）～令和２年５月８日（金）

②各期間における事務処理

ア. 事前申出期間においては、申出者の居住市町村は、申出者から、上記２（２）の要件に該当する旨の申出を受け付ける。

イ. 市町村間の連絡調整期間においては、

・令和２年５月１日（金）

居住市町村は、申出を受けて申出者（支給候補者）リストを作成し、居住市町村が所在する都道府県（以下「居住都道府県」という。）に通知する。

居住都道府県は、各居住市町村から通知された申出者のデータを整理し、申出者の住民票所在市町村が所在する都道府県（以下「住民票所在都道府県」という。）に当該都道府県の市町村に住民票がある申出者分のデータを通知する。

・令和２年５月７日（木）

住民票所在都道府県は、各居住都道府県から通知されたデータ（居住市町村と住民票所在市町村が同一の都道府県内にある場合にあっては、居住市町村から通知されたデータ）を整理する。

住民票所在市町村に申出者の居住地が伝わらないように処理をした、申出者のデータを住民票所在市町村に通知する。

・令和２年５月８日（金）

住民票所在市町村は、都道府県を経由した居住市町村からの通知に基づき、申出者（支給停止者等）リストを作成し、申出者分の支給を停止する。

③事前申出期間を経過した後の申出の取扱い

事前申出期間を経過した後の申出については、随時、遅滞なく事前申出期間内の事務処理に準じた市町村間の連絡調整を行う。この場合は、住民票所在市町村への申出の通知が随時となるが、申出が住民票所在市町村に到達した時点で、申出者分の給付金を申請した配偶者等に申出者分の給付金の支給決定通知が行われていなければ、申出者分の給付金の支給市町村を居住市町村に変更する。これ以後は、配偶者等から申出者分の給付金につき申請があった場合でも、配偶者等に対する支給を行わないこととする。

（２）事務処理の流れの詳細

事務処理の流れの詳細は、以下のとおりである。この場合、

- 申出者の居住市町村が、住民票所在市町村と同一都道府県内にある場合は、以下の④、⑧の通知は不要である。
- 申出者の居住地が、住民票所在地とは異なるが、同じ市町村内である場合は、（イ）、（エ）の処理は不要である。
- 事前申出期間中に①の申出が行われる場合については、配偶者等に対する支給状況に関わらず、住民票所在市町村において支給停止（扱い）とするため、（エ）の処理は不要である。

（ア）居住市町村への申出等

① 申出者の居住市町村への申出

申出者は、居住市町村へ、「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」（別紙様式２）により申出を行う。その際、２（２）に掲げる「一定の要件」を満たす旨を確認できる書類を添付する。

② 居住市町村における申出の審査及び申出者（支給候補者）リストの作成

申出者から、「一定の要件」を満たしている旨の申出を受けた居住市町村は、添付書類により、申出者が要件を満たすかどうかを確認する。要件を満たすことが確認できた場合は、申出者（支給候補者）リストに記載する。

居住市町村は、①の申出書に、③で「連絡票（個票）」（別紙様式３）及び「連絡票（管理表）」（別紙様式４）に用いる「居住地市町村管理番号」を記入の上、ファイルすることで、申出者（支給候補者）リストに代えることができる。

（イ）居住市町村から住民票所在市町村への通知

③ 居住市町村から居住都道府県への通知

居住市町村は、申出者（支給候補者）リストの内容を、居住都道府県へ、「連絡票（個票）」及び「連絡票（管理表）」により通知する。「連絡票（個票）」と「連絡票（管理表）」には、「居住市町村管理番号」と「個人記号」を記入し、ひも付けを行う。通知等、関係都道府県・市町村との連絡の際は、「連絡票（個票）」は郵送し、「連絡票（管理表）」はメールで送信する（以下同じ）。なお、「連絡票（管理表）」のコピーを「連絡票（個票）」に同封することは行ってはならない（以下同じ）。

④ 居住都道府県から住民票所在都道府県への通知

③の通知を受けた居住都道府県は、「連絡票（個票）」と「連絡票（管理表）」を住民票所在都道府県ごとに仕分けし、各住民票所在都道府県へ通知する。

⑤ 住民票所在都道府県から住民票所在市町村への通知

④の通知を受けた住民票所在都道府県は、「連絡票（個票）」及び「連絡票（管理表）」に「住民票所在都道府県管理番号」と「個人記号」を記入し、さらに、「申出者の居住都道府県・市町村」が住民票所在市町村に伝わらないようにするために、「連絡票（個票）」及び「連絡票（管理表）」の写しをとり、その写しから申出者の居住都道府県・市町村に係る部分を削除する。こうして対策を行った「連絡票（個票）」及び「連絡票（管理表）」（以下それぞれ「対策済個票」、「対策済管理表」という。）を住民票所在市町村ごとに仕分けして各住民票所在市町村へ通知する。

（ウ）住民票所在市町村における支給停止等

⑥ 住民票所在市町村における申出者（支給停止者）リストの作成及び支給停止

⑤の通知を受けた住民票所在市町村においては、対策済個票と対策済管理表を「住民票所在都道府県管理番号」で照合して、申出者（支給停止者）リストを作成する。⑤の通知が到達した時点で配偶者等へ給付金の支給決定の通知が行われておらず、支給停止が可能である場合には、当該申出者分の給付金の支給を停止する。支給停止処理の結果については、申出者（支給停止者）リストに記入する。

（エ）住民票所在市町村から居住市町村への処理結果の報告

⑦ 住民票所在市町村から住民票所在都道府県への報告

住民票所在市町村は、対策済管理表に⑥の支給停止処理結果を記入して、住民票所在都道府県へ送信する。

⑧ 住民票所在都道府県から居住都道府県への報告

⑦の報告を受けた住民票所在都道府県は、⑤による対策を行う前の「連絡票（管理表）」に処理結果を転記し、これを居住都道府県へ送信する。

⑨ 居住都道府県から居住市町村への報告

⑧の報告を受けた居住都道府県は、居住市町村へ、「連絡票（管理表）」を送信し、処理結果を報告する。

⑩ 居住市町村における処理結果の記録

⑨の報告を受けた居住市町村は、申出者（支給候補者）リストにそれぞれ処理結果を記入する。

（オ）申出者の居住市町村への支給申請

⑪ 申出者の居住市町村への支給申請

申出者は、居住市町村が支給申請の受付を開始した後、居住市町村へ、支給申請を行う。

⑫ 居住市町村における支給申請の受付

居住市町村は、支給申請時に申出者が②の申出者（支給候補者）リストに記載されていることを確認する。この際、①の申出が事前申出期間中に行われなかった場合は、申出者（支給候補者）リスト上の支給停止処理結果が支給停止済みとなっていることを併せて確認する。

（カ）居住市町村から申出者への支給

⑬ 居住市町村から申出者への給付金の支給

⑪で申出者から支給申請を受け付けた居住市町村は、２（２）に掲げる「一定の要件」を満たす旨を確認した上で、支給決定を行う。

４　同伴者の取扱い

基準日時点で住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者（以下「同伴者」という。）について、当該同伴者も「一定の要件」を満たしている旨（２（２）①については、配偶者暴力防止法第10条第３項又は同条第４項に基づく接近禁止命令が出されている旨）を合わせて申し出た場合は、同伴者の給付金についても、住民票所在市町村からではなく、居住市町村から支給する。

この場合において、配偶者等から同伴者分の給付金につき同世帯に属する者としての申請があった場合については、２（１）に述べた申出者分の給付金と同様の取扱いとする。

第二　関係機関との連携等

１　第一のような事例への対応に当たっては、市町村の給付金関係事務担当だけでの対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村からの個別

事例の取扱等について照会を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター主管部局等との連携を図り、市町村に対する助言、指導等の特段の配慮をお願いする。特に、申出者の支給停止を行った住民票所在市町村において、配偶者が申出者分の給付金の申請を行うことができなくなった旨の説明を行う際には、配偶者との関係で困難が予想されるところであり、市町村から相談のあった際には、丁寧な対応をお願いしたい。

2　また、第一のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合も考えられることから、各都道府県においては、市町村による事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間や他の都道府県との調整等について、併せて特段の配慮をお願いする。

3　なお、第一の２（２）の要件については、配偶者からの暴力を理由とした避難事例における児童手当の給付の要件の一部であることから、既に申出者が児童手当で対応されている場合には、上記要件に係る書類の提出は既に市町村に行われていることになる。このため、市町村内で児童手当担当と特定定額給付金担当が連携することにより、申出者は、児童手当で既に対応していることと対象者を明確にすれば、事前申出の際に証明資料の添付や本人確認等は不要になるところであり、両部局の連携により、申出者の負担軽減を図り、明示することが望ましい。

第三　個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、配偶者からの暴力に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした取扱いについては、給付金の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、適切な範囲内と考えられるが、各都道府県及び市町村における個人情報保護条例との関係に留意願いたい。また、対象となっている申出者の個人情報の内容に鑑み、情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められることから、送付時や管理上の取扱いには十分に留意願いたい。

別紙様式１（表　面）

特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書

（フリガナ） 氏　　名（※１）		男　・　女
生年月日	大　・　昭　・　平　・　令　　年　　月　　日	
（フリガナ） 同伴者氏名（※２）		男　・　女
生年月日	大　・　昭　・　平　・　令　　年　　月　　日	
（フリガナ） 同伴者氏名（※２）		男　・　女
生年月日	大　・　昭　・　平　・　令　　年　　月　　日	
（フリガナ） 同伴者氏名（※２）		男　・　女
生年月日	大　・　昭　・　平　・　令　　年　　月　　日	
連絡先等（※３）		

配偶者暴力対応機関
　機関名及び代表者氏名（※４）

　所在地、電話番号

受付日　　令和２年　　月　　日

【対応機関記載欄】（※５）

上記の者は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことを確認する。なお、本確認書の用途は、特別定額給付金に関する配偶者からの暴力を理由に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用することはできない。

（裏　面）

※１　配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入すること。

※２　配偶者からの暴力被害を申し出た者に特別定額給付金の支給対象となる同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。

※３　連絡先（本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の名称及び電話番号も可）を記入すること。

※４　配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等）が相談を受け付けた場合に記入すること。代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。

※５　対応機関記載欄には、必要に応じ、整理番号や、本人確認を行った旨などを記載すること。

（その他）

１　確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。

２　この確認書は、特別定額給付金の支給先の管理を行うため、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出た者に対して、申出を受けた市町村等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由に避難していることの申出がなされ、それを受理することが適当と判断されたことを確認するものである。

３　市区町村の特別定額給付金担当においては、確認書に記載されている相談機関等や確認書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

別紙様式2

特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

長　殿

特別定額給付金の給付申請に際し、支給市区町村を変更し、住民票所在市区町村に対して申請があったとしても、申請者に対し支給しないことを求めます。
そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市区町村に提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

	(フリガナ) 氏　名	生年月日 (西暦)	申出者及び同伴者が 現在居住している住所(未届)
申出者		年　月　日	
同伴者		年　月　日	電話　(　　)
同伴者		年　月　日	令和2年4月27日に申出者及び同伴者の 住民票に記載されている住所
同伴者		年　月　日	

配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置

※市区町村記入欄

受付日	該当する事例	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	

●申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。

① 基準日(令和2年4月27日)以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの

② 基準日(令和2年4月27日)の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例

●現在居住している住所(未届)及び電話番号については、住民票に記載されている市区町村へはお知らせしません。

●太枠内を記入してください。

●申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市区町村名を記入してください。(例:「△△市長　殿」)

●年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。

●同伴者の欄には、基準日時点で住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。

●「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。

同伴者がいる場合は、当該同伴者に係る書類も合わせて添付してください(裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本又は正本、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません)。

3を選択した場合は、申出先市区町村の特別定額給付金担当窓口から住民基本台帳担当窓口に該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました！

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、
一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者　離職・廃業から2年以内の方

↓

令和2年4月20日以降
離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

仕事がない・減った
家賃が払えない・・・

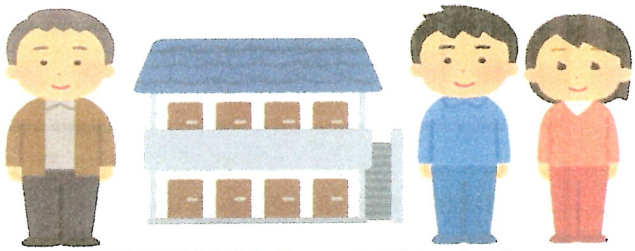

住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項　目	チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	□
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東京都23区の例（自治体により額は異なります）　（単位：円）	□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	□
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	□

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000
支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800

○すべての項目にチェック✓が付いた方
住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、
自立相談支援機関に相談してください。

自立相談支援機関一覧　https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf

よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

（例１）スポーツジムが一部休業することとなり、週４～５日活動していたところ週２～３日程度以下となったスポーツジムインストラクター

（例２）参加予定であった海外からのゲストを招いた２週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

（例３）アルバイトを２つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により１つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

（例４）自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。

Q.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法はどうすればいいでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。申請時、ハローワークへの仮登録はお願いしていますが、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関までお気軽に

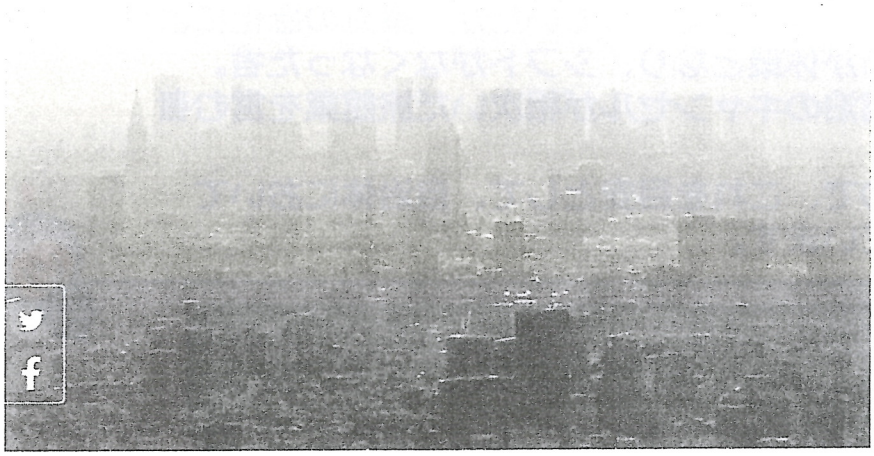

「住居確保給付金」の対象を拡大 新型コロナウイルス

2020年4月24日 16時37分 新型コロナウイルス

新型コロナウイルスの感染拡大で仕事を失った人などに家賃を支給する制度について厚生労働省は対象を収入が激減した人やフリーランスにも広げ、今月末からは手続きを簡略化する方針です。

「住居確保給付金」は、仕事を失って家賃が払えなくなった人に、自治体が原則３か月間、一定額を上限に家賃を支給する制度です。

当初は廃業や離職で仕事を失った人が対象でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、厚生労働省は今月20日から、失業した人と同じ程度に収入が落ち込んだ人やフリーランスにも対象を広げました。

週４日から５日働いていたフリーランスの人が２、３日程度しか働けなくなったり、勤務先が休業して、掛け持ちしていたアルバイトが２つから１つに減ったりした場合なども対象になるということです。

また、給付金を受けるのに必要だったハローワークへの求職の申し込みも今月30日から不要にするとしています。

給付金に関する相談は、自治体ごとに設けている自立相談支援機関で受け付けています。

県が511億780万円補正予算案

医療体制整備や経済支援

新型コロナウイルス対策として、県は二十四日、総額五百十一億七百八十万円に上る一般会計補正予算案を発表した。外出自粛の影響を受ける中小企業への「支援金」など経済支援と、医療提供体制の整備が柱。支援金の条件「七割休業」の日数の数え方も明らかにした。（飯田樹与）

新型コロナ

経済支援は、計二百億六千九百六十万円。緊急事態宣言の期間中（今月八日～来月六日）に七割（二十日）以上、休業した中小企業と個人事業主へ支給する支援金の対象は四万七千社と想定。業種は問わず、県内に事業所が一カ所あれば二十万円、複数なら三十万円支給する。

県の中小企業・個人事業主支援金の条件

支援金額	基本額20万円
支援対象	業種、休業理由を問わず、4月8日～5月6日に合計7割（20日）以上休業した場合
「7割（20日）」の数え方	・定休日、臨時休業日、売り上げが0円だった日→1日休業
	・店内営業をやめ、テークアウトやデリバリーにした日→0.5日休業
	・営業時間を短縮した日→0.5日休業

て事業者らから不満が相次いだ支援金の条件「七割休業」について、県は数え方を説明。店内営業を止めてデリバリーに変更したり、営業時間を短縮したりすれば〇・五日分、定休日や臨時休業日、売り上げがなかった日は一日分の休業と換算し、計二十日に達すれば対象とする。

新しい制度融資として「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設。既存の制度融資と合わせ、枠を三千六百億円から過去最大規模の八千億円に大幅に広げた。経済活動の回復や感染防止に向けた百億円の対策推進基金も新設。その中から今回の補正予算案で放課後児童クラブの運営支援などへ約三十億円を充てる。

一方、感染拡大防止策費と医療提供体制の整備費として二百九億五千六百七十万円を計上。患者を受け入れた医療機関に、協力金として患者一人当たり二十五万円を支給する。また、一般病床で働く看護職員にも一人一日四千円分の手当を助成する。

会見した大野元裕知事は「新型コロナは医療資源をどんどん侵食してくるイメージ。歯止めをかけるための県民の行動変容を支援する予算にしたい」と話した。

労働者を雇用する事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和２年２月27日から６月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給**（賃金全額支給）**の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）**を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

申請期間：令和２年９月30日までです。

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。

＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の４つに分かれます）

・関東地区 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・東北、関西、四国、中国地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝２-２８-８ 芝二丁目ビル4階

・北陸、中部、九州・沖縄地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・北海道地区
〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索

※詐欺にご注意ください。**国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。**
また、振込先、口座番号やその他の**個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。**

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

（ア）**新型コロナウイルスに感染した**子ども
（イ）**新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
（ウ）**医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する**子ども

※　学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。
・**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

※　業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・学校：**学校の元々の休日以外の日**　（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
・その他の施設（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**

「②に該当するに子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・**元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年６月30日までの間は全ての日が対象**

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和２年４月15日作成

[最新版]

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

○ **令和2年２月27日から６月３０日までの間において、**
就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

【申請期間】

○ **令和2年９月３０日までです。**

【支援の対象となる方】※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。

○ 上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

（2）対象期間中に、①又は②の子どもの世話を行うこと

① **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども**

○ **「臨時休業等」とは**

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

○ **「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

② **新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども**

ア　新型コロナウイルスに感染した子ども
イ　新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
ウ　医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

令和２年４月15日作成

（３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○　契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○　契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

〈例〉
- 業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）
- 業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）
- 業務の日時　（業務を行う予定の日、開始日と終了日　など）

○　業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- 時間や日を基礎として計算されるもの
- 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの

など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

（４）小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○　「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○　業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと

※　ただし、上記（２）②の子ども（感染者等）の世話を行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、　臨時休業　個人委託　検索

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
０１２０－６０－３９９９（受付時間：９：00～21：00）※土日･祝日含む

◎ 申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報を電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

０１２０－６０－３９９９　（受付時間：９：00～21：00 ※土日・祝日含む）

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社等の所在地により以下の４つに分かれます）

・**関東地区**　（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2　6階662執務室

・**東北、関西、四国、中国地区**
（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝２-２８-８　芝二丁目ビル4階

・**北陸、中部、九州・沖縄地区**
（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・**北海道地区**
〒550-8798　大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

経済産業省

持続化給付金
に関するお知らせ（速報版）

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。

2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783183（平日・休日9:00～19:00）

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

⚠ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります

基本情報

法人番号を入れると登録情報が自動で表示されます

①法人番号　(13桁の法人番号)法人の方のみ

②屋号・商号・雅号　○○株式会社　(フリガナ)　○○カブシキガイシャ

③本店所在地

- 郵便番号　〒○○○ー○○○○
- 都道府県　○○○○県
- 市区町村　○○市○○町
- 番地・ビルマンション名等　○ー○

④書類送付先　③の本店所在地と同じ場合は省略可能

- 郵便番号　〒○○○ー○○○○
- 都道府県　○○○○県
- 市区町　○○市○○町
- 番地・ビルマンション名等　△ー□　○○ビル○階

⑤業種(日本産業分類)　(大分類)　(中分類)　(選択式)

⑥設立年月日(法人)　○○○○年　○○月　○○日

⑦資本金(円)　○○○○法人の方のみ

⑧従業員数(名)　○○○

⑨代表者役職　代表取締役

⑩代表者氏名　○○　○○　(フリガナ)　○○○○○○

⑪代表電話番号　○○○○○○○○○○

⑫担当者氏名　□□□□法人の方のみ　(フリガナ)　□□□□法人の方のみ

⑬担当者電話番号　○○○○○○○○□□

⑭担当者携帯番号　○△○○□○△○□□○

⑮担当者メールアドレス　○○○○○@△△△.□○.□□

⑯直近年度の売上金額　○□□○

⑰決算月　○□□○

⑱今年の売上減少月の金額　○□□○

※このほかにも情報の入力が必要となる場合もあります

口座情報

❶金融機関名　○○○○銀行　❷金融機関コード　○○○○

❸支店名　○○○○支店　❹支店コード　○○○

❺種別　○○　❻口座番号　○○○○○○○

❼口座名義人　○○○○○○○○

申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年（法人は前事業年度）確定申告書類

法人

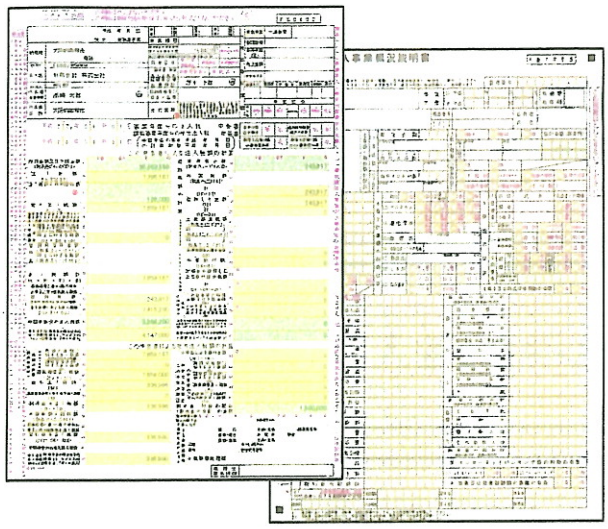

個人

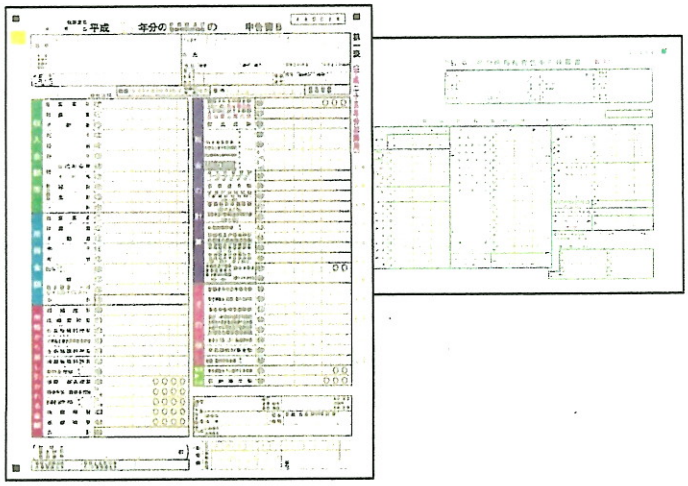

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

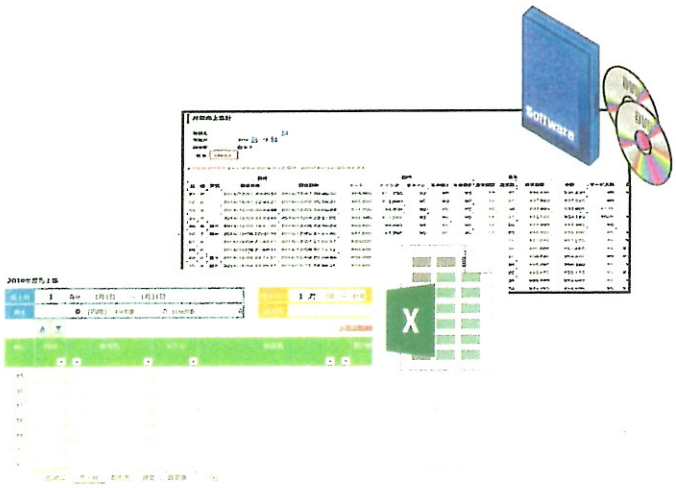

③通帳写し

④（個人事業者のみなさま）身分証明書写し

運転免許証

マイナンバーカード

住民基本台帳カード

在留カード

特別永住権証明書

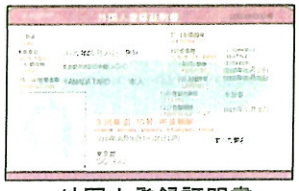

外国人登録証明書

※このほかの書類が必要となる場合もあります

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1 持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金　検索

※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力［仮登録］

3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、［本登録］へ

4 ID・パスワードを入力すると［マイページ］が作成されます

- 基本情報
- 売上額
- 口座情報

を入力

法人・個人の基本事項と、ご連絡先

入力すると、申請金額を自動計算！

【通帳の写し】をアップロード！

5 必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し（個人事業者の場合）

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ

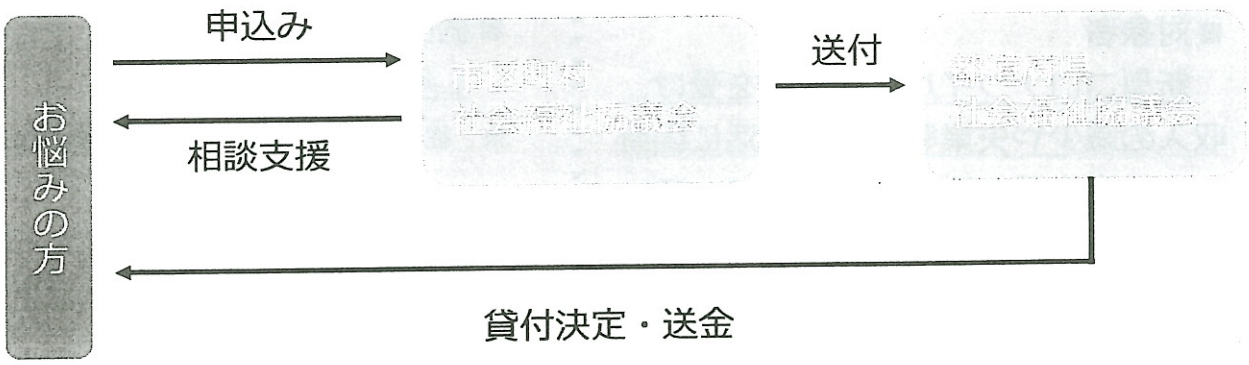

- **受付開始日**
  3月２５日（水）
- **申込、受付**
  お住まいの市区町村社会福祉協議会

赤字は従来の要件を緩和したもの。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※　従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
※　新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
・その他の場合、10万円以内

※　従来の１０万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

１年以内

※　従来の２月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

２年以内

※　従来の１２月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※　従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
※　新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

・（二人以上）月２０万円以内
・（単身）　　月１５万円以内

貸付期間：原則３月以内

■据置期間

１年以内

※　従来の６月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

１０年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※　従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年１.５％とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注　原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

（15リ）

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ

飲食店経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに **最大** **200万円** 給付金を支給	**実質** **無利子** **融資**で 資金繰りを 支援	休業手当等の **最大** **9/10** を助成

裏面に飲食業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの飲食店経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、家賃等の固定費は変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。

新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、４月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。

休業手当等について、４/５（解雇等を行わない場合は、９/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の支払いが負担になっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで
１年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

デリバリーや弁当販売を開始し、集客を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。

デリバリーやEC販売を開始する際の、システム導入を
IT導入補助金で支援。また、小規模事業者であれば、
店舗の改装や機器の導入を行う時に、持続化補助金が活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和２年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

https://www.meti.go.jp/covid-19/

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連